

第3回 世田谷区子ども・子育て会議 議事録

▽日 時

令和元年10月30日（水）9：30～12：00

▽場 所

区役所第2庁舎4階 区議会大会議室

▽出席委員

森田会長、相馬副会長、天野委員、池本委員、加藤委員、飯田委員、松田委員、布川委員、林委員、上田委員、廣田委員、佐方委員、長野委員、小泉委員、辻委員、萩原委員

▽欠席委員

猪熊委員、普光院委員

▽事務局

知久保育担当部長、堀込子ども育成推進課長、相蘇児童課長、増井子ども家庭課長、望月若者支援担当課長、長谷川児童相談所開設準備担当課長、有馬保育認定・調整課長、中西保育計画・整備支援担当課長、須田幼児教育・保育推進担当課長

▽資 料

1. 認可保育所の屋外遊技場の考え方（都区比較）
2. 新規開園（許可）施設等の確認にかかる利用定員の設定について
3. 子どもの権利擁護について
4. 世田谷区子ども計画（第2期）後期計画案（たたき台）
（参考資料）ティーンエイジ会議報告書

事務局

皆さまおはようございます。定刻になりましたので、第3回世田谷区子ども・子育て会議を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。本日、お手元に次第をお配りしていますが、議事の1番目が「保育施設設備特別推進策」、2番目が「新規開園施設等の確認にかかる利用定員の設定について」、3番目が「子どもの権利擁護について」ということで、児童相談所の設置の関係ですが、子どもの権利擁護についてご議論いただきたいと思います。4番目が「子ども計画(第2期)後期計画案(たたき台)」ということで、昨年度来、子ども計画の第2期後期計画につきましてはご議論いただきまして、素案という形で9月に取りまとめをいたしました。そこから年度末の策定に向けて議論していくこととなりますが、本日は案のたたき台をお示しをしてご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日は、終了が大体11時半頃ということで予定をさせていただいております。それでは会長、進行をよろしくお願いいたします。

会長

皆さま、おはようございます。まだ暑いのか寒いのかよく分かりませんが、本当にたくさんの台風がありました。アジアの地域がこんなに台風によって被害を受け、私たち自身が災害というものに対してもっと真剣にいろいろな場面で向き合わないといけないのではないかととても感じています。

台風19号の時には、世田谷区では保育園が対応してきたわけですが、子どもの命を預かる私たちですから、それが一番大事なことだというのはいうまでもないですが、それに伴って保護者の家庭、あるいは、それを預かる施設の職員の方々の関係など、総合的に判断しながら、区としてどうするかということについては、今までにないきちんとした準備や用意をして、対応していくというのが必要だと思っています。私のような大学にいる者も真剣に分散化を考えなければいけないと、実はいろいろなことを議論しております。

そういう意味で、この日本社会は災害とは無縁ではない、非常に大きな犠牲を伴う、そういった社会になって、本格的な見直しというところに行かなければいけないと思いますし、そのときには、一番弱いところである子どもたちに影響が出てきます。あらためて、基本的な建物の立て方から設置基準などいろいろなものを含めて、見直していかなければいけないと感じていることを初めにお話したいと思いました。今般の教訓ということを次に生かせるような取り組みをしていきたいと思っています。

今日は11時半に向けてまた大量の議事がありますのでご協力いただくようお願いします。特に、区民委員の方々ですが、こんなに緊張した議事の進め方をするとどうしても発言することを躊躇してしまうと言われるのですが、あまりそういうことを思わず発言をお願いしたいと思っています。どうぞよ

ろしくお願いいたします。

今日は大きく言いますと4つあります。一番時間がかかる子ども計画の後期計画が一番最後に来ています。4つ目のところは時間をかけて、さらに議論をしていくというものになりますので、ご理解いただけるようお願いいたします。まず最初に、「保育施設整備特別推進策」について事務局よりお願いいたします。

(1) 保育施設整備特別推進策（屋外遊戯スペース設置条件の一部変更）について（報告）

事務局 私から資料1についてご説明させていただきます。こちらにつきましては、第2回子ども・子育て会議でお伺いをして、屋外遊戯スペース設置条件の一部を変更することでご説明差し上げたものになりますが、その前に、委員の皆さまからいただきましたご意見を参考に議会とも、この間調整させていただいております。あらためて、特別推進策におきます認可保育所の屋外遊技場の考え方につきまして、区の整備要件、そして特別推進策の考え方につきましてご説明するとともに、区の外遊びの確保に関する考え方についてご説明をさせていただきます。

まず、お手元の資料1ですが、都の認可基準における屋外遊技場の考え方をまとめた資料となっております。左側から順にまとめていますが、左側が都の認可基準になります。付近に公園があれば代替遊技場を使用することとなっております。

そして真ん中が、区が整備する際の要件となっております。敷地内に園庭が取れない場合であっても、子どもの活動スペースを確保するということで、屋上やバルコニー、隣接する公園、広場でのスペースを確保することとし、加えて都の認可基準であります付近の公園等の代替遊技場があることが整備の条件としてございます。

右側になりますが、これが今回の特別推進策の考え方となっております。これまでも先ほどのご説明に加えまして、右側の数字の5番、「屋内に年齢別クラス定員の最大定員×3.3㎡のホール」の設置を新たに加えたものとなっております。

次に、外遊びに向けた確保策というところで、これからご審議いただく子ども計画の中でも、この3年間で約50施設ほど保育施設を整備する予定とさせていただいております。現時点で、この新たに挙げる特別推進策については、50施設のうちの約1割程度ぐらいをホール設置の保育園とあくまで想定した上で、まずは公共の用地の適用を優先して園庭を確保した施設の整備を考えているところです。整備するエリアですが、商業地域・近隣商業地域に限定しておりまして、また、期間も令和5年4月までに開園するというところで、かな

り時限的なものとしての取り扱いとしてございます。

さらに、事業者から申請を受けて保育園を設置するかどうかという審査をするわけですが、事業者の審査に際しましても、事業者が運営する既存の保育園の保育について、園外活動のバランスや、園外活動時の保育が適切に行われているかといったような視点も加えていきます。また、質の高い保育が提供できる事業者であるかどうか、外遊びの一部を代替できる提案となっているかどうかといったところを、審査に当たる学識経験者の皆さまともしっかり確認していきたいと考えております。区といたしましては、こうしたホール設置となる保育園を整備する際ですが、近隣の区立保育園の園庭の充実具合を検討するとともに、こうした取り組みについてチェックしてまいりたいと考えています。

2枚目に参考資料といたしまして、保育園を考える親の会の資料を抜粋したものをお配りしています。冊子の形でまとめている報告書がございまして、毎年、保育に関する調査を実施しております。その中に、認定保育園の園庭保有率の状況というものがございまして、お配りした資料は2017年、2018年の2カ年における都内の園庭保有率の状況をまとめた資料となっております。資料の下の方に概要をまとめたものを掲載しております。2018年の23区の園庭保有率の状況ですが平均しますと47.8%です。前年度から整備が進んだこともありまして、園庭の保有率としては、5.8%マイナスの結果となっております。

世田谷区の状況ですが2018年が62.3%。ここには入れておりませんが、市街を含む都内の平均値が65.2%ですので、都内のほぼ平均値ということになっています。また、都心区との比較ですが、千代田区をはじめとします都心区の平均は37.0%で、杉並区や目黒区などの近接区の平均は55.5%という状況となっております。詳細は後ほどご覧いただけたらと思います。雑ぱくではございますが、私からの説明は以上でございます。

会長

前回、この提案がありまして、委員の方々から多様なご意見をいただいたわけですが、これについて、今、再提案がありました。ご質問やご意見いかがでしょうか。

非常に限定的な地域です。とにかく園庭が取れないという地域で、しかも、期間を限定してそこに保育園を作ってもらって、そして、利用者の方々に提供するという、どちらも大事にしなければいけないところで、非常に苦慮するところであるわけです。できる限り子どもたちの外遊びの機会というものを大切にしながら、しかし、保育の量的な整備をしていくということです。よろしいでしょうか。

委員

仕方がないことだと思っているのですが、できれば先ほどお話ししたい

た提案のときにどんな提案があるかということだけではなくて、開設前の研修とかその後の様子とかで、園外活動の充実とかどういうふうに世田谷の中で工夫して充実した園外活動ができるかということは、区内全体でもぜひ取り上げていただけたらと思っています。せっかく外遊び部会まで作った世田谷区ですし、しっかり計画に載せている部分がありますので。保育園に入る子どもたちがこれだけ多い時代が来ていますので、園庭があれば充実しているのかということそこはまた課題もあると思いますが、ぜひ引き続きよろしくお願いします。

委員

ホールを確保するということですが、屋内にホールやスペースがあったとしても、戸外とは異なるというところは押さえておかなければならないと思いますし、戸外で過ごすことが子どもたちの成長に大きな影響を与えることについては、保護者をはじめ関係者でしっかり考えていかなければいけないと思います。それから、保育士の経験としましては、園庭があるということで、戸外で思い切り体を動かして楽しんだり遊んだりすることと、それから保育室の中でじっくり集中して、さまざまな遊具やさまざまな遊びや物で子どもたちが遊びを作り上げながら、落ち着いて取り組んでいくという静と動のメリハリがつくということが、保育の中でとても重要です。

そういった面で、園庭がないことのデメリットとして静と動のメリハリがつきにくいということがあります。室内遊び、保育室の中でも遊びや環境構成をしっかりと工夫しないと、お部屋の中で走ってはいけないとか、そういう制止することが多くなってしまわないかという懸念がございます。こういうケースの場合、どういう園全体の環境の整え方とか、遊具や遊びの提供の仕方とか、そういうことまで含めて保護者たちがしっかり考えられるようにできればよいと思いました。

委員

当園も、実際に園庭のない保育施設ですが、やはりすごく工夫をして、それぞれの保育士自身が外遊びは大事だという思いを持っているからこそ、外遊びが実現できているとすごく感じています。今まで事業者に頼って努力してもらっていたところも、行政としてこういうふうに手助けをできますというような提案もしていただけたら事業者もやりやすいですし、保育士一人一人にそれを伝えることもしやすくなるのかなと思っています。

前回も出していただいた案で、道路の使い方についてあったかと思いますが、それをすごく配慮できたらよいと思っています。実は、当園は施設の隣が私道なのですが、そこを普段からのあいさつだったり、やりとりで貸していただいて野菜の苗を植えたりするのに使わせてもらったりします。もちろんお金がかかっていないので、その部分はいいと思うのですが、2つのこの道路はこの時間帯は子どもたちが散歩に出るのに使う道路なので、例えば車は遠慮

してくださいということがあると良いと思います。そういう大きな考えで、福祉の在り方みたいなものを考えていただけたら良いのかなと思います。

北海道の保育園へ実習に行かせていただいた時にも、北海道で園庭はすごく広いのですが、それでも外の公園にマイクロバスを借りて行っています。そういうふうに努力しているところがすごくあるので、サポートできる部分を考えていただけたらありがたいと思います。

委員

前回、この新しい要件というものが、世田谷区の最後の砦が崩れるようにとおっしゃっていたぐらい、とても大切なことだと私も感じております。進んでいるお話で、まだこの要件のようなご相談は来ていないというお話でしたが、今後、お話が進んでいくにあたって事業者、保育者、子ども自身、あとは保護者が外遊びというものが少しやりにくくなったことに対してどういうふうに感じるかなど、しっかり区としてフィードバックを受けていただいて、意見の吸い上げなどをしっかりしていただくことで、今後の臨時的な措置がどういうふうに進んでいくかが決まると思いますので、区としてしっかり意見を吸い上げていただくようにしていただけると良いと思いました。

会長

いろいろなお立場からご意見がありましたが、総じて、子どもたちにとっての外遊びというのを世田谷区はとても大事にしてきて、それは子どもの権利を実現するための遊びでもあります。乳幼児時期には子どもにとって大事な部分ですので、そこを保障するためにはどうしても外遊びが必要であって、24時間 365 日あるわけですから、そのところをどういうふうに工夫するかということについては、もう少しいろいろな工夫が可能性としてあると思います。

世田谷区の中では、既に今も園庭のない保育園でもいろいろな形で工夫されています。地域の保育ネットワークでは、夏に水遊びをするときに、いろいろな遊び道具を持っている保育園と園庭のない保育園で交流をしたりするといった連携もしています。そういったことを何らかの形で延長しながら、なおかつ保育課の実施する巡回指導などで確認をしていくとかいろいろな方法があるだろうと思います。今、皆さんがおっしゃってくださっているような、子どもにとっての大事な遊びというものを、今ある施設を含めて、注視しながら進めていただくようお願いしたいと思います。

特に、令和5年までということですが、ここで出来上がった施設は何十年も続いていくことになりますので、そういう意味ではこの一つの判断というのは、結構、長い間、世田谷区の保育に大きな影響を与える判断だと思います。ぜひ、そのことを皆さんのところで意識していただければと思います。それでは、このことについては承認ということで進めたいと思います。よろしくお願いいたします。

第2番目の議事になります。利用定員の設定についてということで、新規の開設施設の確認というときには、この会議の承認が必要になりますので、これについて事務局の方からのご説明をいただきたいと思います。

(2) 新規開園施設等の確認にかかる利用定員の設定について

事務局 引き続き、私からご説明させていただきます。資料2に基づきましてご説明いたします。事前に委員の皆さまにお送りしております資料から、一部、変更の箇所がございます。変更箇所ですが、A3の資料の表の一番下にある玉川地域の下から4行目に、私立認可保育園という行がございます。こちらが委員の皆さまに資料を送付した後に定員の変更の申し出があった私立認可園でございます。

これに伴いまして、今回、確認いただく内容に変更がございます。具体的には、こちらの表の右から2番目に、特定教育・保育施設・利用定員増減というタイトルのところがあります。こちらの下から4行目のところに、現在、3号認定0歳のところから右に向かってマイナス4、2、9と数字が入っている箇所があると思うのですが、事前にお送りしたときにはマイナス1、4、14となっていました。委員の皆さまにお送りさせていただいた資料から、5名減というところで数字の変更がございます。事前にお送りした資料との違いが生じまして申し訳ございませんでした。

また、区が認可を行う地域型保育事業の認可および変更の届け出の報告については、手続きがこれからとなっていますが、入園申し込みのスケジュールから、先に利用定員に関する意見聴取の手続きを進めなければならないということがございます。こちらの資料につきましては、令和2年の4月時点で私立認可園の新設が13園、小規模新設で2園、そのほか、認可外保育施設から認可への移行や統廃合、定員増減等を地域ごとにまとめた資料となっております。詳細につきましては記載のとおりとなっております。

また、参考としまして、これらの新設に関する園につきましては、3枚目でございますが、「世田谷区内の地域別保育施設整備優先度と保育所の整備予定(世田谷区全図)」というものをお配りしてございます。こちらはご覧いただきますとおり、AからB、C、Dと、整備を進めたい地域の順に色分けで記載してございまして、世田谷地域、北沢地域につきましては、整備を優先的に進めていかなければいけないような状況となっていることが分かる資料となっております。私からのご説明につきましては以上です。

会長 それでは、この点につきましてご質問やご意見はございますか。まだ優先度マップの赤色が減らないです。この問題につきましては議事1で議論させていただいた条件で事業者の方が検討くだされば良いと思います。それでは、ご

承認いただけたということで、進めたいと思います。

続きまして、「子どもの権利擁護について」ということで、事務局からご説明をお願いいたします。

(3) 子どもの権利擁護について

事務局

児童相談所開設準備担当課長から、資料3に基づきご説明させていただきます。冒頭にお話ございましたとおり、世田谷区は令和2年4月に区立の児童相談所開設を予定してございます。当課におきましては、準備の進捗状況等につきましてこちらの会にもご報告をさせていただいています。本日は特に、重要な部分といたしまして、子どもの権利擁護についての取組みをご報告するものでございます。この権利擁護の取組みは、区の児童相談行政の基本的な考え方、スタンスを具体化するものの一つでございます。どんな児童相談所を区として作ろうとしているのかといったことを、本日はご議論いただけたらと思っています。

1番の「基本的な考え方」でございます。児童相談所が行うお子さまや家庭への支援というのは、子どもの最善の利益を確保するために行われるものでございますが、場合によってはお子さんの意思、意向と反して一時保護や里親委託、また施設入所措置を行わなければならないこともございます。この場合におきましては、担当児童福祉司、ワーカー等がこういった対応に至った理由、また、今後の見通しを含め、丁寧に子どもに説明をした上で子どもからの意見を聴取いたしまして、方針決定に反映させるものいたします。

お子さまの安全を守るためには、躊躇なく一時保護、またこうした施設にも入所措置等を行わなければならない場合もございますが、例えばお子さまが家庭に帰りたと言った場合については、児童相談所としては区の行政として、家族再統合に向けて動きます。また一方、帰りたくないという意見も場合によってはあると思います。そうした場合、その理由をきちんと子どもと向き合って対応することになります。これを区の基本的な考え方としています。

2段落目でございます。一時保護所、措置先など代替養育の場とございますが、子どもの意見が尊重され、子どもにとって生活しやすい環境を実現するための取り組みを進めてまいります。例えば、一時保護所につきましては、学齢児については基本的に個室を用意するかそういったところをまずは考えていきますが、こういったことに加えまして、本日もご説明させていただく権利擁護の取り組みを進めることで、お子さま方にとって生活しやすい環境を実現するものでございます。

3段落目でございます。その他、一時保護所や児童養護施設等に入所措置の子ども、また里親委託された子どもについてもせたがや子どもホッとサポー

トの人権救済の仕組みを活用いたしまして、さらなる子どもの権利擁護に取り組んでまいります。こうした基本姿勢の下での具体的な取り組みが2番目になります。こちらのポイントを絞ってご説明させていただきたいと思います。

(1)児童相談所等による日頃からのお子さまからの意見表明の支援体制でございます。一時保護所における取り組みといたしまして、こちら1ページの「ア」から2ページの「カ」に記載されているとおり取り組みを進めています。苦情解決制度としまして、一時保護所の中に苦情対応の責任者等を定め、きちんと対応していく。また、しおりの配布、お子さまからの意見箱の設置、またお子さま同士で話し合う子ども会議の開催、また、一時保護所職員が子どもの意見に対応する、こうしたことに取り組んでいきます。

この中で一つ大きなポイントでございますが、2ページの「カ」の「第三者による意見表明支援等」があります。こうした、お子さまが意見を言いやすい場を設けるということでございまして、第三者による意見表明支援等がございます。まず1点目、「一時保護所第三者委員の設置」でございます。弁護士等を一時保護所の第三者委員として設置いたしまして、この委員が定期的に一時保護所を訪問いたしまして、子どもたちの様子を確認する。また、必要に応じて子どもと面談し日頃の不満などを聞き取る。これを伝達し、改善をするものでございます。また、2点目といたしまして、「一時保護所の外部評価の実施」、これに取り組んでまいります。このような形で子ども自身が意見を言える、また、第三者の目が入る一時保護所の整備を進めていくものでございます。

意見表明の②「措置された子どもにかかる取組み」でございます。②につきましては、措置された子どもを受け入れる里親や、児童養護施設等に措置されたお子さまにかかる取組みです。1点目といたしましては「子どもの権利ノートの配布」に取り組めます。これはすでに行っているものでございますが、こちら記載のとおり子どもにも分かりやすく、また意見が言えるような仕組みを考えていきます。

2点目、イのその他でございますが、こちら、里親や児童保護施設等で措置されている子どもの、さらなる意見表明支援の在り方につきましては、今後の国の検討状況また里親、施設関係者との意見交換等を実施しながら、引き続き検討を進めていきたいと考えています。先ほど、一時保護所に第三者委員を設置するということを申し上げましたが、それと同じように第三者委員の設置を区としては考えていきたいと思っております。現在、児童養護施設等につきましては、苦情を解決するための第三者委員の仕組みが既にございますが、一方、里親にはないという現状がございます。また、何か苦情があつてからの対

応ということではなく、いわばアウトリーチする形の第三者委員の仕組みを区はイメージしております。区といたしましてもそういったものをつくっていきたいと考えているところでございますが、導入の仕方についてきちんと、施設、里親さんと話し合いをしまして、今後、有効に活用できるような形にしていけないと非常に混乱する場面も出てくる状況も考えられます。そのために話し合いをして、信頼を構築することに少しお時間を要すると思います。

続きまして2ページ目の(2)の一番下の部分になります。一時保護所や施設等へ入所中のお子さまの話になってまいります。こちらは、せたホッとを活用したお子さまの権利擁護の取り組みでございます。こちらのせたホットは既に仕組みがございますので、施設、また一時保護をされているお子さまにつきましても、せたホットにアクセスをして、そして、第三者からの個別支援等のための申し立てといったことをせたホットでの仕組みを考えています。具体的に、お子さまからせたホットにどのように連絡を取る形をつくるかというのを今検討しております。

3ページ目にまいりまして、3番の「その他」でございます。これまで申し上げたものは区としての取組みの内容でございますが、こうした取組みがある一方では被措置児童等虐待対応の取組みで、既に児童福祉法によりまして施設内、里親さんの中で虐待に当たるような事例があった場合の対応の仕組みというのが作られております。こうした通告、届け出がされた場合につきましては、当該被措置児童等の状況の把握、虐待事実の確認等を行う必要がございます。区といたしましては、通告、届け出がございました場合、施設等検査・指導担当所管において実施することといたします。

児童相談所と異なる担当、また違う所管の目でこうしたことを取り組んでいく、役割を明確にしていくというものでございます。また、法の規定によりまして、こうした被措置児童の虐待の状況、また、そういった事例があった場合にこうした措置等を公表してまいります。参考に被措置児童虐待について、こちらに記載しております。

最後に4番、今後のスケジュールでございます。本日は、途中経過の区の方針等のご説明でございますが、12月の子ども・子育て会議におきまして、また、経過のほうは続けて報告させていただきたいと考えております。その上で、来年4月、児童相談所の開設を迎えるというスケジュールで考えているところでございます。ご説明につきましては以上でございます。

会長

事務局の方からご説明ありましたが、それについての質問やご意見等いかがでしょうか。

私のほうから一言いいですか。この権利擁護はすごく大事な仕組みですが、子どもに説明をするとか子どもの意見を聞くとか、こういった子どもという

時に具体的な年齢、最低の年齢をどれぐらいの年齢に想定されているのかということと、どういう状態にある子どもに対してどのような人がどういう形で説明をするのかということについて、少し補足をお願いしたいです。この問題は、裁判所とかさまざまな機関が、今すごく世界的にも訓練あるいはさまざまな後方支援の開発が行われているところですが、こういった問題について世田谷区としてはどのような職員研修だとかそういった体制だとかというのを考えておられるのか。この2点について少しご説明をお願いします。

事務局

まず、説明や意見聴取を行う対象とするお子さまの年齢や状況についてでございますが、当然、お話が理解できるように丁寧に説明する、小学校低学年までは分かりやすい言葉を使っていく工夫などをしてまいります。ただ、一律の年齢や状況でスパッと切り分けはできないだろうと思っています。その時の精神状況や、こういった措置に至る経過等を見ながら場合によっては時間をかけてお話をしていくことも必要だと思っております。年齢は何歳からというのではなく、お子さまの状況に合わせてということを考えています。

どんな形で、どんな立場の職員がこういったことをしていくかという点でございますが、まず第一に、児童相談所の児童福祉司がこうした経緯の対応をしています。これは親御さんとの関係づくりもございますが、まずは児童福祉司、また、一時保護所の職員、児童養護施設、里親さんということで、それぞれに対しましてこういった区の取り組み、考え方を丁寧に説明して、それに対してどんな申し立てがあったときにどう対応していくかを丁寧に話ししていきたいと思っています。

一方でアメリカ等の事例もご紹介ございましたが、そういった職員育成の方法というののもわれわれは研究していきたいと考えております。そういった方法は今後も工夫していきたいと思っておりますがまずは、児童福祉司や区の職員が取り組んでいくということを考えております。

委員

一時保護所の第三者委員が外部評価を実施するということは、大変、望ましく、これまでなかなかこの辺りが不十分だったと思っていますのでとてもいいことだと思います。ただ一点、傷付いて突き放されてそこに来た子どもたちが、あの空間、あの雰囲気、室内の環境ではそこでほっとすることもなかなか難しいかもしれないという印象でした。何かもう少し居心地のいい一時保護所はないだろうかと、いつも行くたびに思います。子どもたちの心の状態は置かれている環境に大きく影響されますので、例えば一時保護所の子どもたちの様子を確認するときに、置かれている一時保護所の環境や雰囲気も見ていただけるとよいというのがございました。

委員

養護施設を運営しています。基本的には、子どもたちが意見表明できる場がたくさんあったほうがいいのかというのは自然な考え方です。多分、どこの施設も

そうだと思います。前提とすると、一時保護もそうですが子どもたちはやむを得ずそこに来ることが多くて、納得して来られるという状態は入るまでの時間的な問題もあって、すごく難しいという状況です。あるいは、児童相談所の福祉司さんが施設入所だとか、一緒に来るということをいってもなかなか十分に伝わっていません。最近はいづれ伝わってきましたが、入所してから、なんで施設にいるのか分からないという子どもが多数います。そこをもう一回掘り起こさなければならないので。そういう中で、いろいろな工夫をやっていっているのが実際です。そこも少し頭に入れておくべきかと思います。

少し前ですが、高校生と話をしていると、施設に来るだけでハンディがあったという話を聞かされたことがあります。続いて私が悪いことをしたというのがありました。悪いことはしていないわけです。そういう子どもたちが社会的養護の中で理解を得られるように持っていかなければならないと、なかなか難しい状態があることも続くだろうということは考えているところです。

あともう一つ先日あった話ですが、あるお子さんは望まない妊娠によってというのがありますが、ただ、施設なので誕生日を祝います。そのお子さんはもう長いのですが、ある時から誕生日の前後にいつもと違う様子を見せるようになりました。そこで職員が聞き取りをしたところ、私は誕生日が嫌いだというのです。祝われることが嫌いだということが少し前に分かりました。そういう状態は、生活施設で過ごす中で一緒に向き合っていく必要があるのではないかと思います。

会長 子どもの権利ノートの使用というのは、何歳からおやりになっていらっしゃるんですか。

委員 低学年からです。当施設の場合は3カ月に1回、担当職員がノートを見ていこうということでやっています。

会長 生活のケアの場の中での扱い方と一時保護所とかでの扱いは、若干、違うかもしれません。子どもの権利ノートを最初につくったときは、小学校5年生からが対象だと言っていました。日本もいろいろな実践の中では4歳ぐらいからやっているところもありますので、そういう意味では丁寧な関わりの中で子どもたちにはたくさんの応援があるということが、すごくいたわるような形での権利ノートの整備をお願いしたいです。

委員 せたホッとの実況ですが、通常はどれぐらいせたホッとを活用しているのでしょうか。

事務局 せたホッと相談は学校に通っているお子さんの学校内で起きる相談が多いです。現状では、施設入所の子どもの相談はほぼない状況ではあります。せたホッとカードを、学校をはじめ区内の施設を通じて配布していますので、お手元には届いていると思いますので、アクセスする方法はお子さ

んそれぞれ持っていらっしゃる状況があります。今までの相談ということで、養護施設などに、通われているお子さんから施設内での何か処遇に関してということでは、相談を受けたことは今のところないと記憶しています。

会長

せたホッと仕組みは、この会議体の前身の会議体として承認をしてきちんとできたものです。日本の中でも特徴的な仕組み、区内の子どもたちが全て使える権利擁護の仕組みというものを世田谷区は持っていて、その中に、これから児童相談所ができていくわけです。ある意味では、そういった区の使えるもの、そこを使いながら児童相談所の危機的な状況にある子どもたちも使えるような形にできる。これはある意味私は非常に理想的な状態だと思います。もちろん、その施設の中でもあるいは児童相談所の中でも、権利擁護がきちんと問われている。その先進的な場、あるいはその最初の間なのかもしれません。そういった場として、第三者機関としてきちんと機能しているということは、とても大事だと思います。あらゆる世田谷の子どもたちの権利擁護のためにというふうに考えてみたらどうでしょうか。どうぞ。

委員

今年度、特例だと思うのですが、4件、児童相談所と子ども家庭支援センター、警察とつながる例を、今、抱えています。子どもによっても違うと思うのですが、親の生きざまも自分の生活もものすごく体にしみているので、表現ができる場所というのをきちんと与えてあげれば、いろいろな形で表現できるのかなというのはすごく思っています。

それと、児童相談所は敷居が高いというのは実感です。気軽に電話ができる状態というのは、なかなか実際的には難しいです。施設に関わる子がいたら、ぜひ、園が児童相談所に出掛けていくということではなく、児童相談所が園に来ていただきたいです。そういう時期もありましたがこのところ、全然来ていただけていません。人手不足なのか、いろいろな状態もあるのでしょうか、園で弁護士を探したりとかそういうことになりかねないというのもあって、すごく園がパニックになった時期もありました。園でそういうケースを抱えている場合は、ぜひ、児童相談所に来ていただきたいというふうに思います。

それから、DV は多いですけど、家庭によってはそのクラスは怖くて散歩に行かれないということがあります。その辺で、男性だけを散歩に行かせるとか、必ず窓口に男性が立つとか、そういう形で対応してきたりはしていますが、事業所で抱えた場合ものすごく大変な状況というのもあります。

私たちもプライバシーの保護があってここまでしか言えませんというそれは分かりますが、子どもを守るという立場に立つと、どうしてこの子どもをこうしなければいけないのかということ、園としても把握しておかなければいけないし、特に担任が分からないとその子どもに対してなにもできないというところは、もう少し受け入れやすい方向を考えていただきたいと思って

います。一人一人のケースを見ていると、子ども達は社会で昼間は守られます。だから、こういう子たちは、健全な形で昼間は守られるので、保育園にいてほしいと正直言っています。

一つの保育園に集中してしまうと大変ですが、ひろばに来ている子たちや一時預かりをしている子たちの中にそういう子たちもいて、入園のときに訴えて、とにかく保育園に入るようにしてもらいなさいと言います。ぜひその辺の優先順位というの、点数の問題ももろもろあるでしょうけれども、考えていただきたいと思っています。日中の時間、これだけ子どもが守られて、親自身がすごく強くなったり、知恵を得たり、健康になったりしている状態を見ると、そういう子どもたちの日中の健康な過ごし方ってどこかなと思います。保育園はその辺はすごいと思っています。

委員

届け出があった場合に、速やかに対応するというふうに出ていますが、今の人数だと速やかに対応できるのかなというところに非常に不安感があります。特に重いものとか、緊急度の高いものについては対応いただけるみたいですが、程度の軽いときには、巷の話かもしれませんが、ほとんど対応できていないという意見が多いです。そこら辺が、速やかに対応できる人数がいるのかと思います。

あと、テレビなどでいろいろと事件を見ていると、なんで児童相談所は返してしまうのかというのがあります。素人が見ても、なんでこの状況で親に返してしまうのだと思います。親の権利も強いのかもしないですが、子どもを守ることを考えた場合に、なんで返してしまうのだろうというのがこのところあまりにも多いと思います。

先ほど、強い人がいないとまずい、反論できないっておっしゃっていましたがそうだと思います。そこで返しませんと言わないと、亡くなってしまう事例が多いじゃないですか。なんで、あそこで返してしまうのかというのが、専門家じゃない立場からして非常に不安というか、保護したは良いけど帰された後に亡くなったという子が多いと思います。その辺はどうにかなりませんか。漠然とした質問ですがご回答お願いします。

会長

児童相談所と地域の保育園とかがケアの場としていろいろな形での活用をされていくわけです。直結型で児童相談所が来るということになると、結局、子ども家庭支援センターを仲介しながらも、ケアの場というものの力、あるいは役割はものすごく大きくなっていくと思います。そこに、どういう形で情報を共有しながらやっていくのか。そこには、具体的には例えば地域の青少年委員の方々などいろいろな方々がご協力いただきながら、地域の中で支えていく、そういうことも支援型を強化するということはずっとこの会議で議論しているわけです。

支援を強化する中で、最後の砦としての児童相談所、そして、その児童相談所から出て地域の元へ帰っていく、地域の中できちっと回復していくような仕組みにする、これが世田谷区が目指すべき方向だと思っています。この辺りはどういうふうにお考えなのか少しお聞かせください。

今、保育園でのお話がありましたが、重篤な事態に至る前に、預かることが一番の取り組むべきことということで見直しをしているところです。方向としては、今ご指摘の方向で考えているところでございます。予防型を目指すという場面と、実際に虐待の事例が起きてしまった場合の対応というのも、ご指摘をいただきましたが、そういった重篤な事態が起きた場合、国、自治体でなぜそういうことが起きたのかという検証などが行われております。

一つ大きいのは、児童相談所の体制が弱くてそのために人手が回らない、それによって、本来、返すべきでないお子さまを返してしまったということで、その判断はきちんと組織として行われたのか。また、これは児童福祉司だけではなく、医療や司法とかそういった目がちゃんと入った上で判断されたかということ、非常にそこに問題があったのではないかとはいわれています。国が昨年から今年にかけて、かなり児童相談所の体制の強化策を打ち出しています。例えば事例として申し上げますと、今の桜丘の世田谷児童相談所で公表されている職員の配置数としては児童福祉司が 18 人だったと思います。

国は、強化策として 2022 年度までに基準を変えまして、児童福祉司の数を増やすこととしています。その基準を世田谷区に当てはめると 31 人になります。世田谷区は国が示している前の 2020 年に開設しますが、どれだけの体制を考えているかということ、今、33 人の児童福祉司ということで体制を組んでおります。医療や弁護士とかにしても、今、組んでいます。国が 2022 年までに満たすこととした基準を満たした状態で、来年 4 月から世田谷区が児童相談所を開設します。いわば最先端の部分になっておりますが、きちんと機能する形をとっていきたいと思っております。そのあたり一番大事なのは、さっきご指摘がございましたとおり、なぜ、そのお子さんを地域に返すかという判断の中に、きちんと地域の中で家庭と子どもの安全が守られる、支えられるということがきちんとアセスメントをつくって、共有した上でそういった判断をしていくことは、絶対必要だと思います。

それがないままに児童相談所が、例えば、児童を返してその後どうなるかわかりませんということをやっていたのでは、まさに今、起きたような重篤な事件はなくならないと思います。個人情報の件でなかなか現場の保育士に伝わらないという話があったのですが、きちんとアセスメントをつくりまして、そういった一貫した方針というのは児童相談所の中の専門的な知識を持って、知見を持ってつくってそれを工夫していくことを徹底していきたいと考えて

います。

会長

ここからですが、気持ちを皆さんと一緒にしながら、児童相談所が自分たちの地域の中できちんと見える化されること自体が、逆に支援の場というものが、そこに向けてどういう覚悟と実践をそこにつくり上げるかということが問われていくと思います。安心してその地域の中で子育てができる、そして、子どもたちが元気に育つことができる、そういう地域をきちんとつくり出さなければならないので、そのための皆さんの努力をお願いしたいと思っています。そのことが非常に大きく出てくるのが、次の議事、後期計画案（たたき台）についてになります。よろしくお願いします。

（４）子ども計画（第２期）後期計画案（たたき台）について

事務局

それでは「子ども計画(第２期)後期計画案(たたき台)」について、説明をさせていただきますと思います。まず、前回の会議で、後期計画の素案ということで整理いたしました。その際に、今後のスケジュールとしてご案内をしましたが、10月18日に開会した区議会第3回定例会で素案を報告したということでございます。第3回定例会は子ども計画の素案の報告をしたということ以外に、冒頭に少し触れましたが児童相談所もいよいよ4月から開設する予定で、その根拠になる設置条例はじめ幾つかのご意見をいただいています。

児童相談所の関係の他、児童福祉審議会という新たな審議会を設置することがございます。その部会の持ち方ですとか、かなり頻繁にやることになろうかと思いますが、例えば里親さんを認定するとか、保育との関係の部分も、部会の中でできてくるとは思いますが、この会議体との役割分担や関連性がありますので、今後の会議でそのあたりは整理をした形でお話をしていきたいと思っています。

本題に戻りまして、本日は子ども計画（第２期）後期計画のタイトルが変わりまして、素案から案のたたき台ということになりました。厚い資料をお配りしておりますが、最終的にはここにいろいろな図や資料編などをつけますのでさらに厚くなると思います。重点政策の部分を中心に説明させていただく予定で、それぞれのお立場からご意見をいただければと思います。今回、素案からこの案たたき台になる部分で何が変わったかというところですが、骨格は素案のままですが、細かい書き込みの量を増やしています。具体的にどこを増やしたかということについては、20ページから重点政策というページがあります。この前の部分は大きな変化はありません。もう一つは、34ページ以降の施策展開の書き込みです。それぞれの現状と課題や目標は、素案の段階で既にも書いていましたが、具体的な施策展開は、項目だけが書かれていた状態であったものから、大幅に書き込みを増やしています。大きく言うとその点が変わ

わったということです。

それでは、重点政策を一通り説明させていただきたいと思います。まず、20 ページから重点政策ということで、31 ページまで第3章が続くということですが、先に31 ページの表をご覧くださいませでしょうか。重点政策の最後のページに図が出ています。後期計画は、4つの重点政策ということで整理しております。①、②、③、この3つは基本的には、表現は少し変わっておりますが、現行計画を踏襲しています。4番目の、緊急対応の着実な運用により子どもの命と権利を守り、その後の地域生活を支えますという重点政策が今回新しく加わっているということでございます。

まさにここが、先ほど来の最終的なセーフティーネットということで児童相談所を含めた緊急対応のことを示しています。この図は素案の段階で示しておりますが、単純に重点政策が並列に横並びであるわけではないです。今回、特に世田谷区が児童相談所を含めて運営していく時に、この4番目の部分が最終的なセーフティーネットになるという意味と、あくまで究極の最後のセーフティーネットということでございます。当然、その前段にあるさまざまな取組み、特に予防的な施策であったり、さまざま大事になってきます。

左右の矢印が上に向かっております。緊急対応したとしても、なるべく早くその者を本来の姿に戻していくという意味の矢印です。この絵がまだ事務局でも整理の途中でございまして、第3章の頭に持って行って全体のリード文や考え方を語った上で個別の重点政策の話に入ったほうがより分かりやすいのではないかという思いもあり、少しその辺はこれから変えていきたいと思っています。

20 ページに戻っていただきまして、まず1点目。子どもが地域の中で自ら生きる力を育むことを支えますという、重点政策の第1点目でございます。1点目の子どもの権利擁護・意識の醸成ということでございますが、この点はこれまでも推進してきた部分ではございますが、重点政策として今回改めて項目出したしました。子どもが持つ権利への子ども自体、そして保護者を含めた大人の理解を推進し、子どもの権利が守られる地域社会づくりを推進していくということを記載しています。

次の子どもの地域社会の参加、参画の推進でございます。項目の表現は若干違いますが、内容としては現計画の重点政策にも書き込みはしている部分でございます。子どもが日常を過ごす場で守るということを、安心していられる環境を整えていきます。また、関わる大人が子どもの声を受け止め、思いを尊重し、共に考え、解決や実現する経験を重ねることで、子どもの地域社会の参加、参画を推進していきます。

21 ページになりますが、すべての子どもが地域で豊かな社会経験を進め、

力を発揮できる場や心地のよい安心して過ごせる場を身近にもてる環境を整備することです。新 BOP 学童クラブにおいて、子どもの多様な遊びや安定した生活を提供するとともに、子どもが放課後等の時間を安心して過ごせる居場所の確保に努めるということ、また最後の段落にあります、子ども計画に内包していく子どもの貧困対策の計画に基づいて取り組んでいくことを考えております。次の外遊びについての環境整備でございますが、こちらの項目は現計画に既に重点として掲げておりますが引き続き掲げてまいります。

22 ページでございます。乳幼児期の教育の充実ということで、この項目は、今回、新たに増えた項目でございます。平成 29 年 7 月になりますが、世田谷区の幼児教育・保育推進ビジョンを策定し、そのビジョンに基づきまして、乳幼児教育支援センター機能の整備としまして、区全体の乳幼児期の教育・保育の向上を図るとともに、地域で子どもを守り、育ちを支える地域人材の確保ということに記載しております。

続きまして 23 ページ、2 番目の乳幼児期から地域の中で子育てを楽しめるよう子育て家庭を支えますということで、ここもジャンルとしては現計画の重点を踏襲しております。先ほど来、出ています児童相談所の設置と地域における子ども家庭支援センターに関する書き込みを増やしているということでございます。この大きなポイントとしましては、リード文の 2 段落以降の部分になります。子どもや保護者が身近な場で気軽に相談ができる体制を整えるということ、身近な地域において、適切な支援や見守りができるネットワークの強化をします。さらに、この家庭支援センターと児童相談所によるのりしろ型支援というものを構築して、切れ目のない児童相談行政の実現を図っていくということです。この部分の充実を図っていく取り組みでございます。

1 点目の四角、身近な地区における見守りネットワークの強化と相談所に関しての再構築でございます。前段は、ただ今申し上げた子ども家庭支援センターと児童相談所が一体となって、支援の充実と適切な介入を行う、ケース対応のルールなどの明確を図るなど、適切な支援をしていくということです。

中段以降になりますが、地域・地区における相談支援に関してのネットワークの強化について記載しております。特に下から 4 行目辺りになります。児童館のネットワークを充実し、見守り、居場所づくり等の拠点とすること。そして、子ども家庭支援センターとの連携強化を通じまして、相談支援機能、情報連携機能の強化を図ること。次のページにわたりますが、児童館における人材育成や支援力の向上等、また児童館を 28 か所の各地区に整備するための検討等について記述してございます。

25 ページは、妊娠期から地域につながる取り組みの推進ということです。生活実態調査などから見えてきました課題でございます。転入家庭や外国にル

ーツのある家庭など、情報が届きにくい家庭に確実に必要な情報を届けるなど、適切な地域の子育て支援を利用できる仕組みの充実について記載しております。

26 ページ、相談支援からつながる育児不安の軽減に向けた支援、サービスについてです。困難化、複雑化する家庭の課題に適切に対応し、適切なアセスメントにより家庭の状況に合った支援につなぐため、子ども家庭支援センターの機能、体制の強化を図っていきます。併せて育児不安を軽減し、虐待の予防を図るための取り組みの支援を実施します。

27 ページ、基盤の整備と質の確保・向上により子どもと子育て家庭を支えるということについてです。1 点目は子育て家庭のニーズに沿った保育・幼児教育及び子ども・子育て支援事業の基盤の整備です。現行計画策定時と比べまして、地域やエリアごとに、保育の需要や充足率等に差が出ている状況でございます。保育の需給バランスの精密な把握、分析を行い、保育待機児童を発生させないよう保育園の拡充を進めていきたいということです。さらに、個々の家庭のニーズに沿った施設や事業を選択できるよう、幼稚園の預かり保育や保育園の休日保育、病児保育などの充実をしていきます、ということでございます。

次の、保育・幼児教育及び子ども子育て支援事業の質の確保・向上でございます。児童相談所の開設に伴いまして、認可保育園の認可・指導検査であるとか、認可外保育施設の指導監督、こういった権限がおりてまいります。指導監督、巡回支援、地域保育施設間のネットワークの強化、保育施設の質の向上を図ることとしています。

28 ページ、最後の項目としては、子ども・子育てを支える施設・事業に携わる専門人材の確保・育成を掲げています。

29 ページは、最後の4 番目の重点政策で、緊急対応の着実な運用により子どもの命と権利を守り、その後の地域生活を支えますということです。1 点目の項目が、子どもの命と権利を守るセーフティーネットの整備ということでございます。虐待の予防から一時保護、里親委託や施設への入所措置、その先の家庭復帰など一連の業務を通じた子どもの最善の利益を最優先する一貫した方針の下で、子どもの生命と安全の確保のため、保護を必要とするときに速やかに対応できる体制を構築していくということです。一時保護にあたっては、一人一人の子どもの状況に応じた適切な援助を確保するとともに、子どもの意見を尊重しながらその後の家庭復帰に努めます。

続いて、子どもの権利擁護の取り組みの推進でございます。一時保護や里親委託、施設入所措置等にあたっては、子どもへの十分な説明の徹底と意見を汲み取る方策を講じるとともに、自らの意見を表明することが難しい場合は第

三者が子どもの意見を聞き取り、適切にその意見を代弁する仕組みを構築するということでございます。

次の30ページでございます。家庭養育を優先した社会的養護の推進でございます。普及啓発等による里親登録家庭数の増加に努めること。さらに、区の地域資源を最大限に活用した里親の負担軽減。相談体制の強化による里親の不安感の軽減。里親家庭において子どもが安心して安全に暮らしていけるよう、環境を整備していきます。

次の、地域で安心して暮らすことができるための環境整備と支援の充実という項目でございます。一時保護や入所措置にあたって、子どもの最善の利益を最優先し子どもの意見を尊重しながら家庭復帰に最大限に努め、被虐待児童や虐待する親が自立することができるよう、生活面の向上のための支援を強化していきます。

以上が重点政策の記述です。第4章以降は各項目ごとの記述でございます。現計画を踏襲している部分かなり多くございます。少し、今の重点と関連するところだけ簡単にですがご説明させていただきたいと思います。まず36ページ。先ほどの重点と関連しまして、身近な地区における相談支援・見守りネットワークの強化ということで、児童館の内容も含めて記述をしています。そこから各施策展開については、児童館を中心に担っていくということを記述しています。

58ページになります。この部分が、まさに子ども家庭支援センターと児童相談所等々を含めた心身の健やかな成長及び発達並びにその自立について記載しているということでございます。その流れで、例えば63ページですが、新しく区立としての児童相談所の基本的な機能の部分を説明しています。その囲みの中に、災害時の対応についてすこし記述をしております。

64ページでございます。世田谷区は特別区の中では先頭を切って児童相談所を設置いたしますが、他で2区、荒川区と江戸川区が同じ時期になされて児童相談所をつくるわけですが、子ども家庭支援センターも含めた組織のありようの考え方がまた異なりますので、世田谷区としての考え方を記載しています。

70ページになります。これは前回から、子どもの貧困の関係については法律の改正等もございまして、自治体においては貧困対策に関する計画を、努力規定で策定するよう努めなさいという法律がございます。今回からこの子ども計画には、子どもの貧困対策計画を内包させ、70ページからの項目で取組みの方向性をまとめております。

時間の関係でざっとした説明になりました。この素案段階でパブリックコメントということで意見をいただいております。ただ今整理をしております。

すが 81 人より意見をいただきました。内容については次回の部会以降のお示しになると思います。

今日でこの案を確定というわけではないので、細かい書きぶり等については、今後、整理していく時間もあるかと思います。本日は、大きいところでそれぞれの立場からのご意見などをお聞かせいただければと思います。長くなりましたけど私からは以上です。

会長 それでは、今、重点政策のところでご説明がありました。気になる点については事務局へ個別に連絡するというだけでももちろん構いません。全体にお話したほうがよい内容について、ぜひここでご発言をお願いします。

委員 昨夜、全体を通読いたしました。この間の議論を、きめ細やかに反映していただいていることに、まず感謝申し上げます。最初から最後まで通読して感じたことは、17 ページの基本コンセプトでございしますが、この文章と重点政策が一部つながっていないところに違和感を覚えます。具体的には、重点政策の 1 と 2 は基本コンセプトと密接に関わっている一方、重点政策 3 と 4 は現状の基本コンセプトと関係が薄いのではないかと思います。基本コンセプトに、命と権利、質を区がしっかり支える、などを入れてはと思います。最終段階ですが、大事な点なので念のため確認させていただきました。

委員 重点政策の 26 ページの図についてです。こちらの図が、区の子ども子育て支援施策事業の全体像ということですので、相当工夫して作ったと思うのですが気になることが少しありましたので、お話しさせていただきます。

真ん中の三角形の中の言葉と、あとは両脇に矢印が載っている所になりますが 2 点ほどあります。まず 1 点目です。左側が子ども支援、右側が保護者支援となっていて、子どものほうは自立度が上に行くほど低い、下に行くほど高い、そして、保護者に関しては、上に行くほど健康度が低くて下に行くほど高いという表現になっております。この自立という言葉の定義にもよりますが、上に行くほど低くて下が高いというところに違和感があります。これは子どもの視点とか親の視点に立って書いたのだと思いますが、むしろ、上に行くほど課題の深刻度とか複合性が高い、下のほうが低いとしたほうが自然かなという感じがします。また、他の表現としては、例えば、上に行くほど要保護度が高く、上は要支援、真ん中が要配慮、したが自立と並べていく、あるいは、支援の視点から考えていきますと、上は伴走型支援、真ん中が寄り添い型支援、下が見守り型支援など、そういう見せ方もあると感じました。

あと、もう一つは真ん中のところですが、3 次予防のところでは非行と虐待は再発防止ということで横並びになっています。それで専門相談としては、恐らく、上に書いてありますように虐待、障害、非行、育成、しつけ、いろいろやると思うのですが、特に非行と虐待ということを上のところでは取り上げてい

ました。

虐待はあってはならないものということの社会的な合意が得られていますので、これは防止すべき課題と捉えていいと思うのですが、非行はいろいろな非行があると思います。例えば、人を傷付けるようないじめとか暴力というのは、あってはならないことだと思いますが、一方では、子どもたちが発達過程上、すごく苦しい状況を生き抜くためにやむを得ずする非行みたいなものもあると思いますし、SOSの非行みたいなものもあると思います。親の過干渉とかネグレクトによって、家出を繰り返す子どもたちですとかそういう子どもたちもいる中で、非行を一律に防止すべきものと価値判断していいのかどうかというところが気になったところになります。

あとは、児童福祉の狭い用語としては下のほうに健全育成とか、あるいは真ん中に自立支援という用語が出てきていますが、最近では、一人一人の子どもの多様性の尊重といわれている中で、健全に育成していきましょうという表現がいいのかどうか疑問に思いました。あるいは、児童福祉法が改正されて子どもの権利擁護というものが理念として実現されている中で、狭い意味での自立支援というものが理解されてしまうと、これも誤解を招いてしまう可能性があるのではないかといったことが気になりましたので申し上げました。

委員

私のほうは、22 ページで乳幼児教育の充実のところでございます。当然のことながら、保育園、幼稚園、そういった子どもたちの生活と遊びを保障しながら、成長を支えていくための保育の質というものが非常に重要なわけですが、ここで、乳幼児教育支援センターということが出てきております。そのときに、センターというものをどういうふうに機能させ、子どもたちの幸せにつなげていく、幸せを叶えるということでは、非常にまだ進めていかなければならない大きな課題だと思います。研修の場、例えば保育者が出向いてそこでいろいろ講義を受けたり、研修をしたりとか、そしてまたすぐ保育現場に戻っていくわけです。

例えば研修に行くというときに、そこで、どういう保育者同士の交流が行われたり、その研修の場のところに、例えば、何か自分たちの保育にこれをぜひ取り入れたいとか、こういうことを進めるにはこういうものを用意したらいいとか、そういう具体的にいろいろな実践に結び付くような、保育に関するいろいろな実践事例や、いろいろなことが見える化されている資料が欲しいです。ここにももちろん、いろいろなことが書かれていますが、より役立つ資料や具体物があって、来てよかったと思えるようなそういうセンターの役割を、言葉の上だけじゃなくて実態として提示できるものが欲しいと思います。

それから、先ほど大変厳しい現場の対応についてのご意見がありました、その園だからできたということではなくて、すべての保育現場でケアの力、そ

ういった社会的養護とつながるようなところの対応ができる保育士さんの育成、それは保育園だけでなく幼稚園でも小規模の保育所でもどこでもあり得ることです。また一方で、医療的ケアの必要な子どもや様々な配慮が必要なお子さんが増えておりますので、そういったケアの力、ケアリングの実践というものが乳幼児教育支援センターにおいても得られるような、そういった力につながるようなものになってほしいと思います。

それからもう一点、全国的にも保育の質のガイドラインが、大変重要なものとして認められて、いろいろな自治体がそれを活用したり、世田谷区の保育の質のガイドラインを基に各地域、全国にそういったものができている状況を見ると、良いものを作ったと実感しております。保育の質のガイドラインについて、28ページのところに区立保育園がちゃんとした連携をしながら、保育の質のガイドラインを基に全体の質の向上を図りますというのはここに載っています。乳幼児教育の充実のところにも保育の質のガイドラインを基に、例えば、幼稚園でもこども園でもさまざまな子どもの場に応用できるような、こういったガイドラインがあるといいなと思います。

質の向上には自己評価が欠かせません。それも、誰かからこれをやりなさいと言われて、AとかBとか付けるもの、それが無意味ではなくそういうことも大事ですが、保育者自らが評価の視点を持って、自身の保育を振り返りながらより充実させていく、自己評価の取り組みは欠かせません。評価ということが、何かここの中に入るといいかなと思います。そして、自分たちでその評価項目を構築したり、評価の視点をいろいろな現場の状況の下に作っていったり、工夫していったりとか、そういった視点が質の向上には欠かせないのではないかと思います。

委員

今回、子どもの権利ということで話していただいたところだと思いますが、せたホッと相談では、学校の問題が一番多いというにもかかわらず、教育のところでは子どもの権利をどう実現するかという記述が薄いというか、見当たらない感じがします。海外の状況をいろいろ見ていると、生徒の権利だとか、親として要求できることは何かというような資料がたくさん出ていますし、イギリスでは、子どもの安全確保のために学校が取り組むべきこととして、100ページぐらいのガイダンスが出ています。日本でもこの間、いじめについて、いじめという言葉が軽すぎるのではないかと、あれは犯罪じゃないかと、子どもが新聞に投書していました。

イギリスではいじめについて、子どもたちの間の虐待といった強い言葉を出して、それをいかに防ぐか、実際に起こった場合に後のケアをどうするかといったことも、子どもの権利の観点から検討が進んでいる様子を見ています。こういうところを国は全然やっていなくて、世田谷でもそういった学校現場

における子どもの権利、生徒の権利とか、親の権利というものが整理されていないので、何か分からなくて困ったことは全部、せたホッとに持ち込まれる状況が起きているのかなと思っています。

あと、子どもの権利で多様性といっている言葉も教育のところに入っていますが、具体的に多様ってどういうことかといったときに、海外だと特別なニーズがある子どもとして、例えば障害がある、あと、ギフティッドといって最近注目されている、特別な才能があって学校がつまらなくなってしまういたり、友達と話が合わない子どもにも支援が必要だとか、あと、きょうだいに障害がある子どもがいるとか、アレルギーのある子とか、細かくみる必要があります。特別に敏感なので、同じように怒ってもその子だけショックを受けてしまうといったことも、今、スクールカウンセラーの間では非常に注目されている分野です。そのようないろいろな子どもがいて、そのすべての子どもの権利をちゃんと保障するには何をしなければいけないかというのを、もうちょっときめ細かく書かなければいけないと思います。

それにあって、そもそも今の世田谷の学校教育の現状についてデータがほしいです。今、学校におけるいじめとか不登校、小学生の暴力、あとは体罰や自殺など、ものすごく増えているという全国データが報道されています。世田谷におけるそういったデータは公表されているのでしょうか。されていれば、そのあたりも全国と比べて多いのか少ないのか。あるいは、学校間の格差が大きいとかそういった状況も、きちんと把握した上で検討が必要ではないかと思います。

もう一つは、目指すべき姿が「いきいきわくわく育つまち」とすごく明るいイメージなのに、中身がすごく暗くなっています。外遊びという言葉はありますが、遊び場をもっと作っていくなど何かもう少し工夫が必要です。あと、遊びというだけでなく、オリンピックに向けてスポーツについても、誰でもスポーツが楽しめる世田谷などといったことも個人的には良いと思います。

それからもう一つ、せたホッとの話が出たときに、子ども自身の声をきちんと捉えられているかというところが、もう少し強化できないかなと思います。この間調べていたら、イギリスでは、国で子どもの権利擁護の組織である子どもコミッショナーをつくるにあたっては、100以上の市民団体が13年ぐらいかけて運動してようやくできたみたいなのが書かれていました。その組織が今、何をやっているかという、何歳の何々君というように7歳ぐらいから子どもたちの名前入りで、コメントが書かれた報告書を出していましたが、そうやって子どもたちを集めてきちんと機関が話を聞いて、それを報告書としてちゃんと公表して、何をすべきかという提言を出すという作業をやっている

ます。世田谷区のせたホッと、そのぐらいの子どもの代弁者となれるような機能強化を図ることも、次期計画には必要かなと思います。

会長

今の関連で 26 ページの図のところで、私もせたホッと的位置がずれるなどと思います。児童相談所、子ども家庭支援センター、地域ってこういうふうにあるとしたら、なんでせたホッとが施設の中に埋もれるのか。これ違うでしょう。外に出るでしょう。児童相談所も子ども家庭支援センターも全部そこを統括するぐらいの力を持ったものが、せたホッとじゃなければならないというふうに私は思っています。だから、せたホットはぐっと左のほうに出していかなければいけない。それぐらい子どもたちの意見をしっかり聞いて、そして児童相談所も子ども家庭支援センターもある意味子どもたちがきちんとコントロールしていくぐらいのものにしていかなければいけないと思うし、そういう位置付けで世田谷区の中にはある施設であるということを、しっかり認識する必要があるなということを思いました。

それから、私も文章を見て今はっと気が付いたのですが、65 ページの所で、子どもの人権に配慮した一時保護の実施なんかのところも、実は、1 番目のところの保護する子どもの年齢や性別などと書いています。これでは LGBT の子どもたちというものに対する配慮が全くない言葉です。ある種そういうところに、例えば、子どもの年齢や性などの状況というふうにすれば、一定の配慮のなされた言葉になると思います。言葉一つ一つの使い方の中に、多様な子どもたちの状況ということの認識については気を配らないといけないということとはあります。

これは、前のときにかなり言われたと思うのですが、児童館を地域の子どもの、ある意味でいうと駆け込み寺的なものに位置付けていくという形になっていくだろうと思います。そのときに、先ほど言われているような遊びの場としての役割と、例えば児童館と、例えば地域の子どもの遊び場、そういったものとの関係性とか、権利擁護の仕組みということでの役割ということ、そこをどう調整していくのか。この辺のところについては、相当、難しい役割になっていくだろうと思います。

これについてはこれから、多分、議論していくという回答になってしまうのですが、これもこの中ではどう位置付けるのか。つまり、地域支援の場としてはどうなるかということと、それから具体的には保護の段階になったときの仕組みということですね。ここの役割の分担との行ったり来たりは、当然、出てくるわけなので。そのところの調整というのは、非常に重要なことだなということを思いました。それを、この計画の中には位置付けておかないといけないと思います。いかがですか他に。どうぞ。

委員

人材育成のことはずっと言われてはいますが、私立園長会の代表の意見も

反映しなければいけないと思っていますが、今回のこの問題もだいたい提起しているもののなかなか反応がないです。なぜかという、今、私立保育園協会で抱えている問題で一番大きいのは保育士不足です。いろいろなことに出してほしい、いろいろ読んでほしい、いろいろなことを上げてほしいといっても、今の抱えている中ではどうしようもないということがあります。实际的に、また30の保育園ができるということも、これは反対の意を唱えてほしいという事業者もいるくらいに、保育士不足が深刻です。

先週、当園にある四大生で私が担任した子どもが、企業保育もいろいろなところも見てきて疲れたから、先生にどこへ就職しろと言ってほしいというくらいによく研究した学生がいたのですが、あなたはどう思ったのかと聞いたら、世田谷が一番いいと言うのです。いろいろな人に聞いて、先生も世田谷に行けとは言っているし、いろいろな労働条件や処遇改善の問題を見ても世田谷は良いと言って、世田谷にみんなどうして来ないのかなというのと、それと、保育施設を30つくるようになれば、そういう意味では多くの保育士が必要ですが、それと同時進行なくして保育園ベースっていつているのはないのではないかと思います。子どもを取り巻く環境をつくる上での保育士不足は、すごく深刻だなというのは思っています。

自分のところがいいからということではなく、いろいろなところが、今、地域ごとにいろんな援助を、私立園長会も援助し合うことをやっていますが、それでも保育士を取り合いになるのが現実です。その辺、今、世田谷区が具体的に出していただいている、処遇改善費というのは世田谷区にしかないです。それとか、家賃補助の問題もそうですが、絶対にこれは世田谷に行きたいという保育士が増えるような環境の問題、子どもを取り巻く、保育園を取り巻く、幼稚園を取り巻く、いろいろな環境をしっかりと整備してから保育園建設とか、保育の充実というのを唱えてほしいというのは、現場サイドでの意見です。

委員

短い期間に取りまとめていただきありがとうございます。たくさん意見がありますが、大きいところだけですが、22ページの乳幼児疾病支援センターのところ。「乳」というのまで付けてくださっているのが世田谷だと思いました。ここの書きぶりがもう少し増えると、理解も進むかなというふうに思います。できれば、質を高めていけば高めていくほど、素晴らしい保護者支援、地域支援をしてくださる方たちになっていくと思います。素人のまなざしになっていただきたくないので、そことの連携みたいなことも、ぜひ、入れていただけるとありがたいです。

特に乳幼児のところの、子どもをどう関わったらいいか、どう扱ったらいいかというところから私たちはひろばで実践しています。抱っここの仕方からやっているわけです。目の合わせ方とかあやし方とか、そういったところも、実

は、親教育といってしまうとシャッターが閉まってしまいますので、地域と連携しながら自治体とあるべき姿というところをつなげていくような実践をこういう場でさせていただけるといいなと思っています。

それから、体罰の禁止というのが大きく出ていて、私もガイドラインに関わっているのですが、ここの中で明文化することはすごく難しいとは思いますが。それも同じように禁止なので親たちがかえって、結構、ドキドキしているという状況もありますので、そこについて支えていくというか、どういうことをすればいいのかという方向にメッセージを向けるようなことが、計画にも一工夫いただけるとうれしいです。

それから、26 ページの図ですが、先ほど委員がおっしゃってくださったことは大賛成です。書きぶりのところでは、例えば、児童館は子ども支援と保護者支援、両方見っていますが、おでかけひろばは親支援に入ってきます。でも、おでかけひろばも乳幼児から2年前が多いですが、子どもの支援もしておりますので、そちらにも書いていただきたいと思います。

あと、一次予防と二次予防の色付けが入っていますが、利用者支援とか、かなりグレーゾーンまで、今、ケース会議に掛かっているようなこともあったりします。ひろばもそうなのですが、表向きと裏面と、というのがきつとあると思っています、そこの辺の色付けがこれでいいのかが気になりました。例えば、児童館も思い切り二次予防に入っているのですが、健全育成という言い方は置いておいても、遊びという視点では両方の面があるというふうにしてほしいです。図なので仕方ないのですが、そういうことを感じました。

あと、事業名と制度上の名称と混在しているので、どちらで書くのかと気になりました。世田谷区ならではの名称でいくのか、国の名前でいくのか。例えば、利用者支援事業も、地域子育て支援コーディネーターと、応援相談員とで役割が違ったりしますので、そういったところも整理をお願いしたいと思います。

あと、48 ページに一時保育のところがあります。リフレッシュとなっていますが、現状はかなりレスパイトが急務というところでは、リフレッシュという方と、それから中にはショートステイのところにレスパイトというのが入っていますが、もともと二つともなじまないというか、ピンと来ない方にはピンと来ない言葉だったりもするので、どう違うのかという用語の部分が気になりました。

あと、97 ページです。あまり検討されない部分ですが、社会環境の整備のところ、まちづくりであったり住宅の支援のところ、他の計画だったり他の部署に関わることであったりするのはするのですが、できれば子ども子育て家庭の声の反映みたいなことを目指していただけるとありがたいと思います。ユニ

バーサルデザインの審議会は、高齢障害等のところできちんと席を設けてくださったりというように、世田谷区は先進的にやってくさっていますが、なかなか子ども部署でいわれていることが他のジャンルのところに届かないところでは、子どもは少なくてマイノリティになっていくので、ぜひ、そういった部分も一言入れていただければありがたいです。

委員

社会的養護の立場というところで、全体がよくまだ分かっていないのですが、現場ではなかなか18歳で卒業できない、あるいは退所させられない子どもがいて、原則20歳まで見られるような状況をつくっていかないといけないと思います。退所してもアフターケアではなかなかフォローできない子どもさんがいます。その辺も問題意識としてあります。あと、今は家庭養育中心でももちろん里親さんは基本的にいい人ですが、そこから退所しても、例えば、自立援助ホームなんか見ましても22歳までで、そこからなかなか生活のサポートというのは難しいので、いろいろシェアハウスなんかがあると思いますが、そこへの支援みたいなものも手伝って、世田谷の人が利用できるような、そのようなものもどこかで反映してもらえるといいと思いました。

会長

他にもご意見等ありましたら、ぜひ事務局のほうに送ってください。なかなか言葉の使い方とか、あるいは内容のここでは書いてあるのにこちらに漏れているとかというようなこと、書いていないこともたくさんあると思いますので、皆さんの関係していらっしゃる部署のところでお気づきになった点がありましたら、ぜひ、事務局へお寄せいただけたらと思います。本日の議事は、これで終了とさせていただきたいと思います。事務局にお返しします。

事務局

最後に簡単に事務連絡でございます。議事録は、メールで確認させていただきますので、よろしくお願いいたします。次第の下に書いてありますが、次回以降の日程を既に決めさせていただいております。部会が11月13日。子ども・子育て会議が12月13日ということで、引き続き子ども計画の議論をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。これで本日の子ども・子育て会議を終了させていただきます。ありがとうございました。

以上